

岩国労働基準監督署管内の労働災害発生状況(速報値)

(令和7年6月末時点)

業種	死亡災害 (前年同期値)	休業災害 (前年同期値)	合計 (前年同期値)	構成比	対増 前減	年数
全産業	2 (1)	48 (51)	50 (52)	100.0%		-2
製造業		10 (10)	10 (10)	20.0%		±0
食料品製造業		5 (1)	5 (1)	10.0%		+4
木材・木製品製造業		(2)	(2)			-2
化学工業		(2)	(2)			-2
窯業土石製品製造業						±0
鉄鋼業						±0
非鉄金属製造業						±0
金属製品製造業		(2)	(2)			-2
一般機械器具製造業		1 (2)	1 (2)	2.0%		-1
輸送用機械器具製造業		1	1	2.0%		+1
上記以外の製造業		3 (1)	3 (1)	6.0%		+2
鉱業						±0
建設業		8 (4)	8 (4)	16.0%		+4
土木工事業		3 (1)	3 (1)	6.0%		+2
建築工事業(木建除く)		(2)	(2)			-2
木造家屋建築工事業						±0
その他の建設業		5 (1)	5 (1)	10.0%		+4
運輸交通業	(1)	5 (1)	5 (2)	10.0%		+3
貨物取扱業						±0
農林業	1	3 (1)	4 (1)	8.0%		+3
畜産・水産業						±0
第三次産業	1	22 (35)	23 (35)	46.0%		-12
小売業		8 (6)	8 (6)	16.0%		+2
社会福祉施設		3 (4)	3 (4)	6.0%		-1
飲食店		3 (1)	3 (1)	6.0%		+2
上記以外の第三次産業	1	8 (24)	9 (24)	18.0%		-15

お知らせ

職場における熱中症予防対策

熱中症対策が強化されました！

令和7年6月1日、改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が強化されました。

熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。

対象となるのは「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業です。

見つける

(例)作業員の様子がおかしい…



判断する

(例)医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例)救急車が到着するまで作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



下記リンク先

[山口労働局 職場における熱中症対策の強化について](#)